

承認第 5 号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第29号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月19日

取手市長 中 村 修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する学校の敷地における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年8月11日午後7時頃、取手市立取手小学校において、敷地内の樹木が倒れて敷地外に越境し、隣接する相手方所有の住宅の屋根に接触して当該住宅の一部を損壊したものである。

3 損害賠償額 1,485,000円(過失割合 市100:相手方0)